平成２２年（フ）第１１８６号
広島市安佐北区可部９丁目31番24号
債務者　高松　隆三
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１９号
広島市安佐北区落合３丁目17番26号
債務者　片瀞　成樹
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５２号
広島市西区三篠町２丁目３番14号
債務者　尾川　一子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５３号
広島市西区三滝本町２丁目１番１―27号
債務者　尾川　　葆
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９３号
神戸市須磨区桜木町２丁目１―51―405号、住民票上の住所神戸市中央区北長狭通２丁目31番68号
債務者　由井　浩規
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番43号
債務者　山村　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番43号
債務者　山村　末子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９３号
北海道富良野市北の峰町６番５号北の峰南団地４棟３号
債務者　岸田佳寿美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月１日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
北海道旭川市末広東１条１丁目６番14号海洋荘Ａ―３
債務者　長内美代子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
大阪府茨木市東太田１丁目５番21号、前住所大阪府高槻市南総持寺町８番20―306号
債務者　今園　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４７号
大阪市淀川区加島３丁目４番21号　セピアハイツ302号
債務者　三雲　美貴
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６０号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番30―3203号、前住所大阪府東大阪市新鴻池町10番16号
債務者　竹下　義昭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村治　規行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎県小林市堤2809番地98
債務者　上岡　　望
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部